

認可外保育施設の 巡回指導・立入調査について(概要)

港区子ども家庭支援部
子ども政策課子ども施設指導係

目次

- 巡回指導について……………P1
- 立入調査について……………P2
 - 立入調査を実施する施設の選定……………P5
 - 立入調査の流れ……………P6
 - 立入調査の流れ(改善されない場合)……………P7
 - 立入調査の重点項目……………P8～
 - 立入調査時の主な確認書類……………P10～
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の
証明書の交付について……………P12～
- 幼児教育・保育の無償化について……………P16～
- 認可外保育施設の届出義務について……………P18～

巡回指導について

区では、認可外保育施設に巡回指導を実施しています。

■認可外保育施設の保育サービスの質の向上と児童の安全・保護者の安心を確保するため、区の保育指導員が巡回いたします。

■巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面などを中心に指導助言していきます。(立入調査ではありません)

■主な指導・助言事項

物の落下防止、調理、調乳担当者健康チェック、保育室の設備、寝具や遊具の衛生の確保、施設及びサービスに関する内容の掲示、乳幼児突然死症候群への配慮等

立入調査について

【立入調査とは】

児童福祉法に基づき、指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、施設職員へのヒアリングや備付書類等により、基準への適合状況を確認する調査です。

【立入調査の目的】

- 児童福祉法に基づく、認可外保育施設に対する指導監督の一環です。
- 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているか確認します。

【立入調査の根拠①】

◆児童福祉法第59条 第1項

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、(略)第36条から第44条まで(第39条の2を除く。)に規定する業務を目的とする施設であって(略)認可を受けていないもの(略)については、その施設の設置者もしくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所もしくは施設に立入り、その施設の設備もしくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

【立入調査の根拠②】

◆港区認可外保育施設に対する指導監督要綱第7条

第7条 区長は、原則として毎年度1回以上、別に定める計画に基づき、定期的に認可外保育施設及び必要があるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査(以下「立入調査」という)を行うものとする。この場合において、区長は、必要に応じて保育従事者、事務職員、利用児童の保護者等から事情を徴するものとする。

【立入調査の根拠③】

◆児童福祉法第62条

次の各号のいずれかに該当する場合は、30万円以下の罰金に処する。

第1～6号(略)

第7号

正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者。

港区認可外保育施設指導監督基準は、港区のホームページに掲載しています。

→港区ホームページ

＞子ども・家庭・教育

＞子ども・家庭

＞子育て支援施設

＞保育園

＞保育施設設置事業者の方へ

＞認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請について（設置者用）

立入調査を実施する施設の選定

選定方法

- 指摘事項の改善が図られていない施設
- 苦情、通報が多く寄せられている施設
又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- 新規に開設された施設
- その他、立入調査の実施が必要と判断される施設

立入調査の流れ

①設置届・運営状況報告書等により施設の状況把握



②立入調査対象施設を選定、実施通知を送付



③立入調査の実施



④調査結果通知



⑤【設置者】改善報告書の提出(原則30日以内)



⑥改善状況報告書の確認・再指導等

次回調査への反映

立入調査の流れ(改善がされない場合)

①立入調査の実施

②調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④改善状況報告書の確認

改善されない場合

⑤改善勧告

⑥改善状況報告書の確認

勧告に従わない場合

⑦公表

▼ 弁明の機会の付与 港区児童福祉審議会へ意見聴取

⑧業務停止命令又は施設閉鎖命令

立入調査は、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行います。

- ・ 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ・ 著しく利用児童の安全性に問題がある等

直接⑤へ

立入調査の重点項目①

(1)運営関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア)職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- (イ)職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ)職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ)職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア)在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ)消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

立入調査の重点項目②

(2)保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア)子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。
- (イ)保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア)児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ)アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ)食事中、プール活動・水遊び中及び園外保育時等(バス送迎時の乗車及び降車時の子どもの所在確認を含む)の事故防止に配慮しているか。
- (ウ)上記ア及びイにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (エ)食中毒・感染症(特に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、O-157、流行性胃腸炎)予防対策が徹底されているか。
- (オ)安全計画を作成しているか。

立入調査時の主な確認書類①

◆運営管理

- ・消防計画
- ・避難消火訓練記録
- ・職員健康診断記録
- ・履歴書
- ・資格証明書(保育士証等)
- ・労働者名簿(採用年月日がわかるもの)
- ・雇用契約書(就業規則)
- ・勤務表(ローテーション表)
- ・出勤簿(タイムカード)(勤務実績がわかるもの)
- ・賃金台帳
- ・施設平面図
- ・施設、サービス内容の掲示書面
- ・サービス利用者に対する契約内容の交付書面

日頃から備えられているか
点検してください

立入調査時の主な確認書類②

◆保育内容

- ・デイリープログラム
- ・保育日誌
- ・連絡帳(3歳未満児)
- ・緊急連絡表
- ・献立表
- ・児童健康診断記録
- ・午睡の状況がわかるもの(午睡チェック表等)
- ・安全計画
- ・児童票(氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等)
- ・児童に関する契約書

日頃から備えられているか
点検してください

認可外保育施設指導監督基準を満たす 旨の証明書の交付について

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が 交付されるには

◆児童福祉法第59条に基づく立入調査の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て（口頭指摘を含む）満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）が交付されます。

※巡回指導の実施では証明書は交付されません。

◆証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、港区長への届出が義務付けられた施設です。

◆証明書交付日について

立入調査の結果

指摘事項がない場合 → 原則として、立入調査後指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付で交付

指摘事項がある場合 → 原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付で交付

証明書対象施設

施設種別	証明書 交付対象	備考
以下のどの施設にも該当しない施設	○	
ベビーホテル	○	
事業所内保育施設(企業主導型保育事業以外)	○	
院内保育施設	○	
企業主導型保育事業	○	
居宅訪問型保育事業	○	
店舗等において顧客の乳幼児を対象とした 一時預かり施設 (例)デパート、自動車教習所、スポーツ施設 歯医者等の一時預かり施設	△	顧客の乳幼児以外の乳幼児を受け 入れている場合は証明書交付対象
臨時に設置された施設	×	
親族間の預かり合い	×	

証明書の返還について

- ◆証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合や施設を移転した場合は、原則として証明書の返還を求めます。
- ◆証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、

- ①港区への届出(設置届)
- ②区市町村の「確認」を受けるための申請(確認申請)
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を区市町村から受けること。
- ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要です。

港区では、経過措置を令和7年3月まで延長しています。
経過措置が延長されても、できる限り基準を満たした事業運営をお願いします。

証明書の効果

港区長から証明書を交付された施設については、その利用料（保育料等）に係る消費税が非課税となります。

基準を満たす証明서가交付されている認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の範囲については、国税庁のホームページをご参照ください。

認可外保育施設の届出義務について

認可外保育施設の届出義務

◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は、変更・休止・廃止の日から1か月以内に港区長へ届け出なければならない。

(児童福祉法第59条の2第1項又は第2項)

◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(児童福祉法第62条の4)

届出の種別

○設置届

施設を開設後、設置届及びその他添付書類により必要事項を届け出ます。

○変更届

事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、変更届により変更内容を届け出ます。

- ①施設の名称・所在地(港区内での移転の場合は、その他添付書類有)
- ②設置者の氏名(名称)・住所(所在地)
- ③設備の規模・構造(その他添付資料有)
- ④管理者の氏名・住所
- ⑤その他

○休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、認可外保育施設休止・廃止届により届け出ます。

※ 各種様式については、港区ホームページ／認可外保育施設の各種届出・報告・確認申請について(設置者用)でダウンロードができます。

認可外保育施設の 立入調査について(運営)

港区子ども家庭支援部
子ども政策課子ども施設指導係

目次

■立入調査において指摘の多い項目(運営) ……P1～3

■認可外保育施設指導監督基準の解説

保育に従事する者の数及び資格 ……P4

保育室等の構造設備及び面積 ……P8

非常災害に対する措置 ……P14

保育室を2階以上に設ける場合の条件 ……P19

健康管理・安全確保 ……P23

利用者への情報提供 ……P25

備える帳簿 ……P29

設置者の姿勢 ……P31

立入調査において指摘の多い項目(運営)①

◇有資格者が不足している。

◎保育に従事する者のおおむね3分の1以上、資格を有する者を配置してください。

(有資格者とは、保育士又は看護師(助産師・保健師を含む)の資格を有する者)

◇非常口が適切に設置されていない。

◎避難に有効な非常口は、玄関とは別の勝手口など2か所2方向に設置されていなければなりません。

◇保育室を2階以上に設置する場合の設置条件を満たしていない。

◎2階に設置する場合、3階以上に設置する場合、それぞれ条件が異なります。

この資料の19ページから22ページを必ずご確認ください。

◇職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されていない。

◎採用時は、採用の3か月前から採用後1か月以内程度の健康診断の結果が必要です。

立入調査において指摘の多い項目(運営)②

◇保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険防止に対する十分な配慮がされていない。

◎棚の転倒防止、棚の上の物や時計の落下防止、ドアの指はさみ防止等の対策を行ってください。

◇施設及びサービスに関する内容の表示が不十分。

◎掲示見本を参考に、必須表示項目は必ず記載してください。

次の項目は記載されていないことが多い項目となります。

- ① 職員に対する研修の受講状況
- ② 提携している医療機関の名称、所在地、提携内容
(提携医療機関がない場合は、提携医療機関なしと記載)
- ③ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否か
- ④ 設置届先が港区子ども家庭支援部子ども政策課になっていない

◎サービス内容が変更した場合は更新してください。

立入調査において指摘の多い項目(運営)③

◇労働者名簿に必要な事項が記載されていない

◎労働基準法に基づき、次の項目すべてを労働者名簿に記載してください。

- ① 労働者氏名
- ② 生年月日
- ③ 履歴
- ④ 性別
- ⑤ 住所
- ⑥ 雇入年月日
- ⑦ 従事する業務
- ⑧ 退職の年月日及びその事由(解雇の場合はその理由)
- ⑨ 死亡の年月日及びその原因

認可外保育施設指導監督基準の解説

【指導基準1 保育に従事する者の数及び資格】

保育従事者の配置基準①

◆保育に従事する者の数（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

職員配置基準	0 歳児	3 人につき 1 人以上
	1 , 2 歳児	6 人につき 1 人以上
	3 歳児	2 0 人につき 1 人以上
	4 歳児以上	3 0 人につき 1 人以上

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入する。

最低でも2人以上の配置が必要

保育従事者の配置基準②

(計算例)

0歳児 5 名、1歳児8名の施設の保育従事者数

(1) 0歳児 5 名あたりの保育従事者数

$$5 \div 3 = 1.66 \Rightarrow \boxed{1.6}$$

小数点第 2 以下切捨て

(2) 1歳児 8 名あたりの保育従事者数

$$8 \div 6 = 1.33 \Rightarrow \boxed{1.3}$$

小数点第 2 以下切捨て

(3) 全体の保育従事者数

$$1.6 + 1.3 = 2.9 \Rightarrow \boxed{3 \text{ (人)}}$$

小数点第 1 位四捨五入

保育従事者の配置基準③

◆保育に従事する者の数（1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設）

職員配置基準

原則として、
施設内の開所時間について常時2人以上

ただし、保育士、看護師（保健師・助産婦を含む）又は家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可

保育従事者の有資格者数（乳幼児6人以上の施設）

◆有資格者の考え方

有資格者は、**保育士又は看護師（助産師・保健師を含む）の資格を有する者をいう。**

◆有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。

a 月極契約入所児童数に対する数

b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数

※有資格者の算出にあたっては、少数点1桁を四捨五入

区における有資格者の取扱いにおいて、
幼稚園教諭、子育て支援員は、有資格者としてみなしていない。

保育室の面積

◆児童一人あたり1.65㎡以上確保されているか

◆乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ(9.9㎡以上)か
※約6帖程度

- ・内法、有効面積で算出する
- ・ロッカー、棚等の什器は有効面積から除く
- ・ベビーベッドは、有効面積に含めることができる

:

調理室の設備

◆調理室は、施設内にあって専用のものであるか。

○通常の使用に特に支障のない場合は、施設外共同利用も認める。

○施設外調理(持参弁当、仕出し弁当、外部給食等)の場合、調理室を必要としないが、加熱、保存、配膳等に必要な最低限の調理機能(電子レンジ、冷蔵庫)は必ず施設内に設けること。

◆乳幼児が安易に立ち入ることができないよう区画されているか。

乳児と幼児の保育場所の区画 （乳幼児6人以上の施設）

◆乳幼児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所とが区画され、かつ安全性が確保されているか

○乳児（おおむね1歳未満児）の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。

※ベビーフェンスを設ける場合、児童が簡単に乗り越えることができないよう十分な高さがあり、通り抜けができない幅のものを使用し、児童の安全を確保してください。

保育室の採光、換気

◆a.採光が確保されているか。

○窓等採光に有効な開口部が床面積の5分の1以上あることが望ましい。
(建築基準法第28条第1項及び同法施行令19条の規定に準ずる。)

◆b.換気が確保されているか。

○窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、
これに相当する換気設備があることが望ましい。
(建築基準法第28条第2項の規定に準ずる。)

保育室に専用の手洗い設備

◆保育室に専用の手洗い設備の設置

○保育室には、便所用とは別に専用の手洗い設備を設置すること。

食事やおやつの前後や、外遊び後に手を洗う用途のものを設置すること。
※衛生の観点、感染症予防に加え、手を洗う習慣を身につけさせる意味でも
必要な設備です。

※タンクに水を溜めるような簡易的なものは認められません。

便所

◆a.便所の有無

○便所は、原則として施設内に小児用のものを設けること。

◆b.便所に専用の手洗い設備の設置

○保育室用とは別に便所専用の手洗い設備を設けること。

※トイレタンクに設置されているものは、適切な手洗い設備とはみなされません。

◆c.便所の数

○児童20名につき1個以上

※おまるや簡易トイレは便所の数にはカウントしません。

【指導基準3 非常災害に対する措置】

非常口及び避難経路①

◆非常口(玄関とは別の勝手口など)は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2カ所2方向で適切に設置されているか。

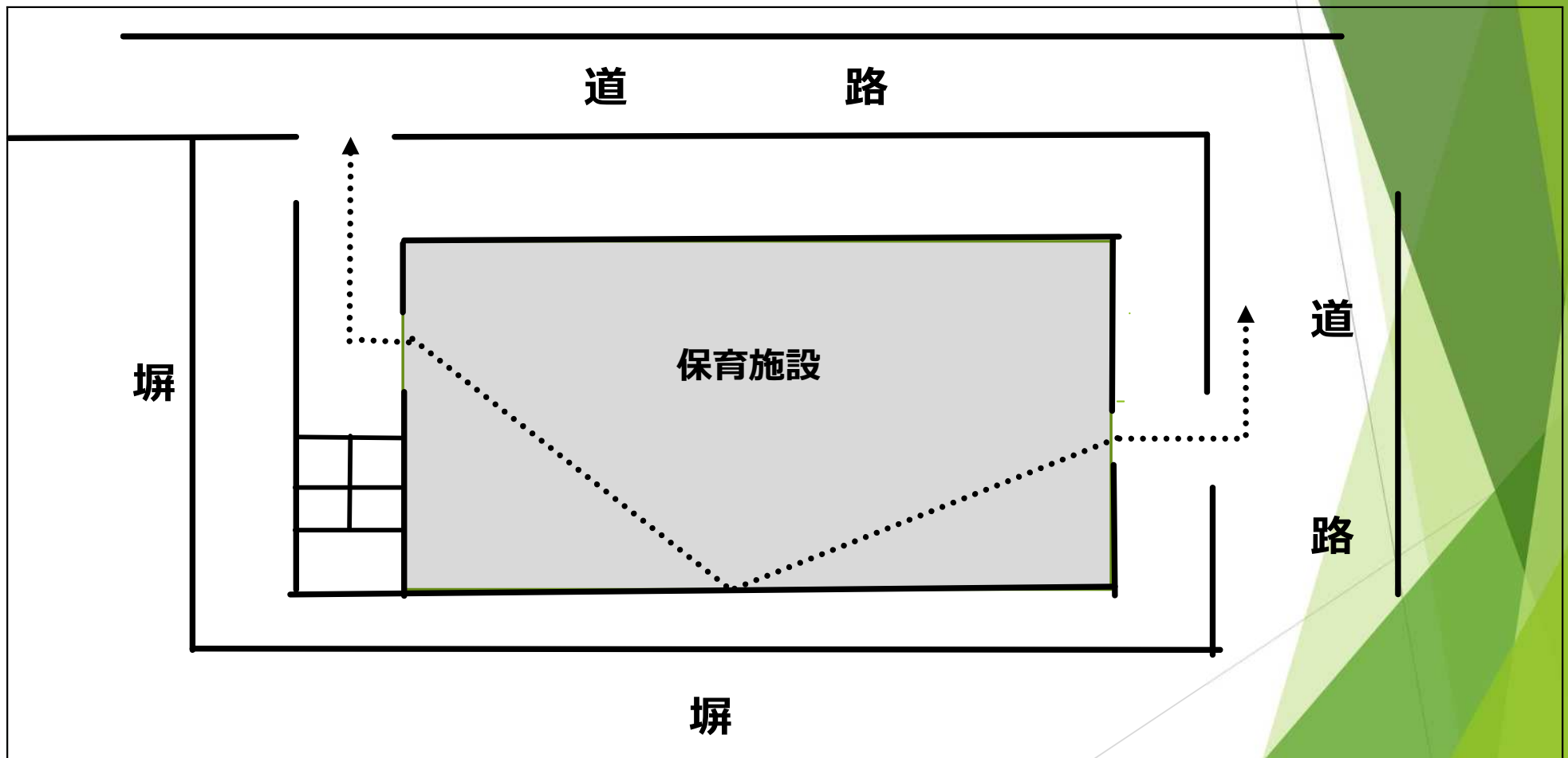
○保育室を2階以上に設ける場合や、屋上に屋外遊技場を設ける場合は、出入口が2カ所かつ階段も2カ所必要となる。

※2カ所の非常口が隣接してしまっている場合や、2つの避難経路がほとんど重複している場合は認められません。

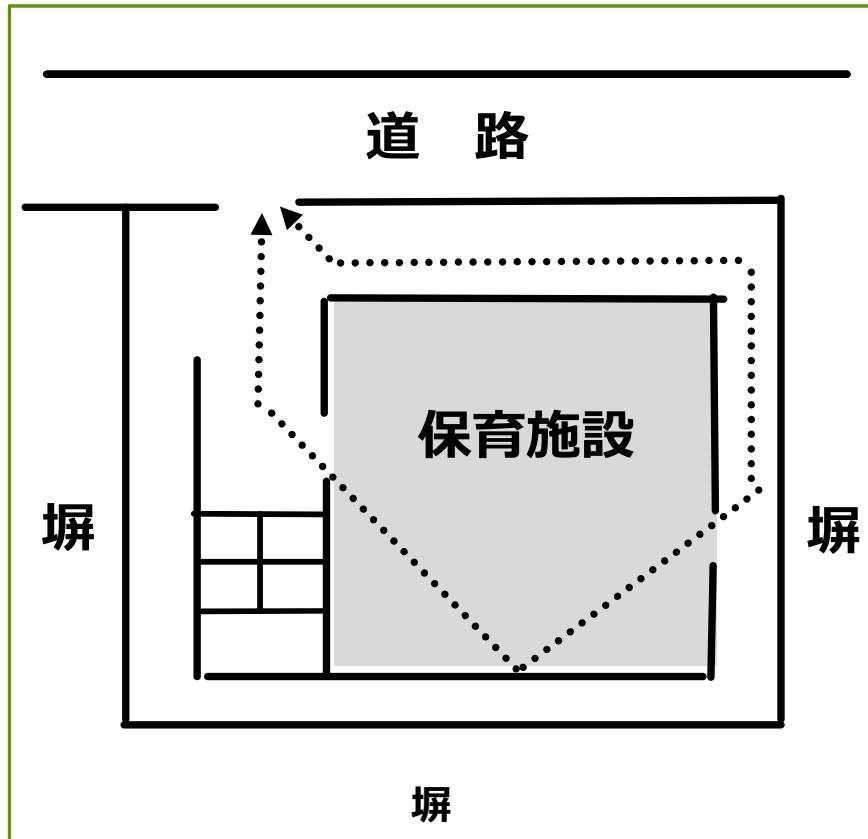
※腰高窓は非常口として認められません。

※マンションのバルコニー等、隣との仕切りを破らないと逃げられないものは認められません。

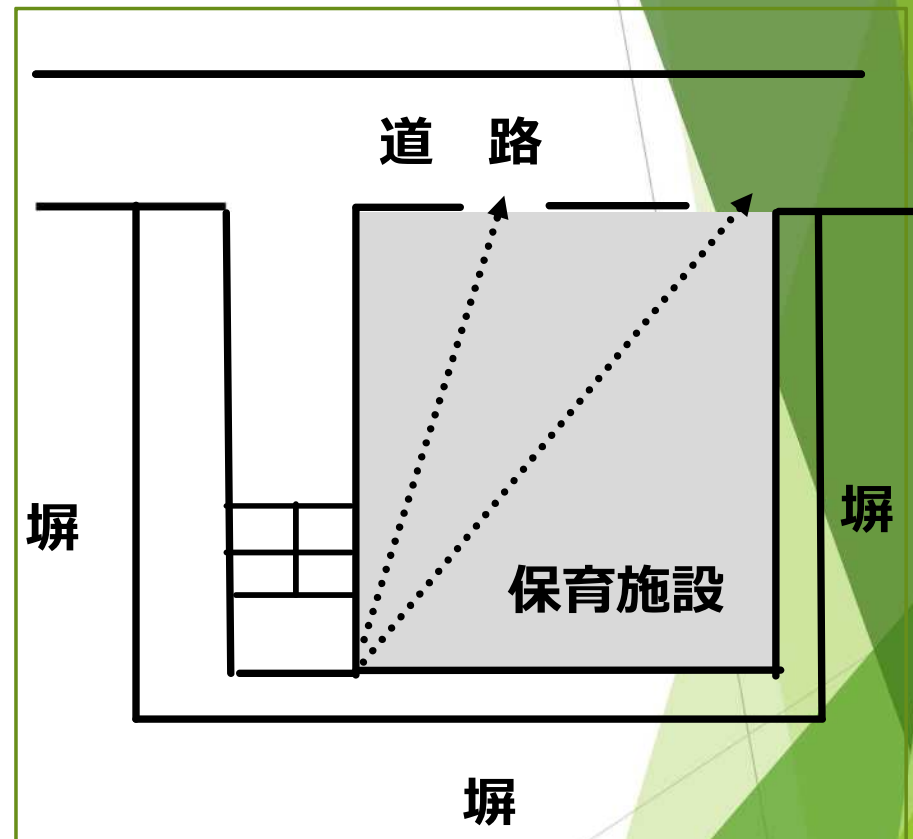
非常口及び避難経路②



非常口及び避難経路③



※どちらの避難経路も同じ道路に出るが
経路が重複していないため可



※2か所の非常口が同一方向にあるが
隣接していないため可

消防計画の策定

◆a. 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか

- 消防法上、収容人員(防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。)が30人以上の施設については、作成及び届出の義務があります。◎収容人数が30人未満の施設であっても児童の安全確保の観点から具体的計画(消防計画)を作成してください。
- 届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届を提出してください。

◆b. 防火管理者の選任、届出が行われているか

- 防火管理者になるためには、2日間程度の講習が必要です。最寄りの消防署にお問い合わせください。

避難消火等訓練の実施

◆訓練は毎月定期的に行われてるか

＜実施すべき訓練の内容＞

避難訓練
消火訓練

毎月いずれかの訓練を実施

- 消火訓練では、消火器具の使用方法的習熟を図り、初期消火の訓練を行ってください。

◆消防訓練記録簿を整備し、毎月の訓練内容を記録すること

- 消防訓練記録簿の未整備、記録不十分、回数不足等、立入調査時に指摘が多い項目となっております。

【指導基準4 保育室を2階以上に設ける場合の条件】

保育室が2階の場合の条件①

保育室は1階に設置することが原則ですが、2階に設ける場合は、次の設備条件が付されます。

◆a 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に
乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか

○乳幼児の転落事故を防止する設備を設置すること。

◆b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に
適した構造の施設か

○外観での判断が難しいため、建築図面を備えること。

保育室が2階の場合の条件②

◆C 児童の避難に適した下記の構造の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか

<常 用>

- 屋内階段
- 屋外階段

<避難用>

- 屋内避難階段又は屋内特別避難階段
- 退避上有効なバルコニー
- 準耐火構造の傾斜路
- 屋外階段

※消防の指導で設置したものであっても、避難はしご、緩降機、救助袋等は避難設備として認められません。

保育室が3階以上の場合の条件

◆保育室を高層階に設置する場合、 2階の場合よりさらに基準が厳しくなります。

3階の場合の条件

指導基準4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
3階の場合の条件参照

4階以上の場合の条件

指導基準4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
4階以上の場合の条件参照

保育室は基本的には1階、2階に設置することが望ましいですが、
やむを得ず高層階に設置する場合は「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に
検討すべき事項」を参考に、乳幼児の安全が確保できるよう検討してください。

参考資料

「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に検討すべき事項」

〔国通知「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に検討すべき事項」抜粋〕

1. 保育所を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。

※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。

- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室と連絡するとともにバルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間避難できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

【指導基準7 健康管理・安全確保】

職員の健康診断

＜健康診断＞

- ◆職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び1年に1回実施しているか

＜検便＞

- ◆調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること
施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させなければならない。

施設内の危険な場所等の確認

◆事故防止の観点から、施設内の危険場所等に対して適切な安全管理を図ること

- 大人の視野は150度に対して子供の視野は90度です。
- 1, 2歳児の子供の口の大きさは直径32mmです。
- 保育室内の棚等の転倒防止、棚上に設置した物等の落下防止をしてください。

◆事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう救命講習を受講し緊急通報(119番通報)訓練を定期的実施する

- 救命講習を受講した保育従事者を配置する。
※救命講習:消防署等が実施する普通救命講習
- 関係機関への緊急通報訓練を1年に1回以上実施する。

【指導基準8 利用者への情報提供】

NEW
令和6年度より
義務化

施設及びサービスに関する内容の掲示

◆「提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公表送信により公衆の閲覧に供しなければならないこと」

◎玄関や、保護者と児童の受け渡しをする部屋の見やすい場所へ、掲示をするとともに、同内容を「ここdeサーチ」に掲載する必要があります。

◎「ここdeサーチ」への入力は港区で行っています。
掲示内容が変更した場合は、区への報告も忘れずに行ってください。

施設及びサービスに関する内容の揭示①

- 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 建物、その他の設備の規模及び構造
- 施設の名称及び所在地
- 事業を開始した年月日
- 開所してゐる時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき、利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及び理由
- 入所定員
- 保育その他の職員の配置数又はその予定

施設及びサービスに関する内容の揭示②

- 職員に対する研修の受講状況
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別
(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む)

サービス利用者に対する契約内容の書面による交付

◆以下の事項について、利用者に書面による交付がされているか

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 施設の名称及び所在地
- 施設の管理者の氏名
- 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

◎契約内容の書面による交付(電子も可)を行ってください。

【指導基準9 備える帳簿】

備えるべき帳簿

◆職員に関する書類等の整備がされているか

職員の氏名、連絡先、職員の有資格を証明する書類(写し)など

◆在籍乳幼児に関する書類等の整備がされているか

利用契約書、児童票(個別のもの)、登園・降園の記録、出席簿など

◆施設に関する書類の整備がされているか

面積が確認できる施設の平面図

※2階以上の場合は、構造設備が基準に合致することがわかるよう、建築図面等も必要です。

労働基準法で義務付けられている帳簿の備え

◆労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか

- 労働者名簿(労働基準法第107条)
- 賃金台帳(労働基準法第108条)
- 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)

◆その他、港区の指導監督要綱により、職員に関する書類の整備が必要なもの

職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類、各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)の備えも必要です。

【指導基準10 設置者の姿勢】

保育に対する姿勢

◆入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。

- 関係法令及び基準を遵守し実行する真に積極的な姿勢であるか
- 保育従事者の確保や保育内容等に対して利益を優先させていないか
- 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか

認可外保育施設の 立入調査について(保育)

港区子ども家庭支援部
子ども政策課子ども施設指導係

目次

■立入調査において指摘の多い項目(保育内容)	P1
------------------------------	----

■認可外保育施設指導監督基準の解説

保育の内容	P2
-------------	----

■給食

乳幼児の状況に応じた食事の提供	P6
-----------------------	----

■健康管理・安全確保

乳幼児の健康診断	P9
乳幼児突然死症候群の予防	P11
安全確保の取組について	P18
施設内の危険な場所等の確認	P20

立入調査において指摘の多い項目(保育内容)

◇乳幼児の発育チェック(身長・体重測定)を毎月行なっていない

◎児童の発育状態を把握するため、毎月定期的に行ってください。

◇乳幼児の入所(利用開始)時及び1年に2回の健康診断を実施していない

◎入所時の健康診断は、保護者からの健康診断結果(4か月以内に検診を受診しているものに限る、母子手帳も可)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたとみなす。

◎1年に2回の健康診断は、おおむね6か月毎に実施。

施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し(おおむね6か月以内の乳幼児検診の記録)の提出を受けること。

◇調理・調乳に携わる職員が月1回検便を実施していない

◎衛生面の観点から、調理・調乳に携わる職員は、

30日に1回を目途、年間12回を下回らないように検便を実施してください。

認可外保育施設指導監督基準の解説

【指導基準5 保育内容】

保育の内容

◆乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。

《確認の例》

- 限られたおもちゃで特定の狭いスペースにおいて遊ばせるなど、乳幼児の自由な遊びを制限していないか。
- おむつ交換、着替え、おもらし対応の際、プライバシーに配慮しているか。
幼児(特に年長児)のトイレには扉があるか。保育室内の場合、衝立等があるか。
なるべく全裸にせず上下別に着替えを行っているか。
- 嫌いなものを無理やり食べさせていないか。
- 室内を暗くした状態で食事をさせていないか。

保育従事者の保育姿勢等

◆保育従事者の人間性と専門性の向上を図る観点から、以下の点について確認をしています。

- ▶ 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めているか。
- ▶ 外部研修等への参加があるか。
- ▶ 保育所保育指針を理解して保育運営を行っているか。

児童の人権に対する十分な配慮

◆乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。

- ▶ 乳幼児の人権に対する十分な配慮が必要です。
- ▶ 乳幼児一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から職員間での共通理解を図ってください。
- ▶ 保育所保育指針を参考に、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うようにしてください。

児童の人権に配慮した保育内容（例１）

◆身体的な虐待・不適切な保育

- 暴力的な言葉を使用しない（呼びすて、怒鳴る等）
- 体罰を行わない
- 無視（ネグレクト）をしない
- 行動制限をしない（閉じ込める等）
- 差別的な待遇をしない
- わいせつな行為をしない
- 強制をしない（食事を無理に食べさせる等）

保育士の都合で進める保育になっていないか、虐待や不適切な保育は気付いた時に声を掛け合うことが大切です。

【指導基準 6 給食】

乳幼児の状況に応じた食事の提供①

◆適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること

- 食材料の選定、調理方法に配慮する。
- 体調不良、食物アレルギー、障害等のある児童については、一人一人の心身の状況に応じた献立を作成する。
- 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。

◆乳幼児の状況に応じた配慮をすること

- かかりつけ医、嘱託医等の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する。
- アレルギー対応について、個別トレイの使用や職員の役割分担の明確化等により、誤食事故の防止に努める。

乳幼児の状況に応じた食事の提供②

◆保育所等における誤食の原因

- 間違えて配膳してしまった 43.6%
- 他の園児に配膳された食物を食べさせてしまった 15.6%
- 保護者からの情報が足りなかった 13.9%
- 調理の段階で原因食材が混入してしまった 13.9%
- 園児についての食物アレルギーに関する情報が職員間で共有されていなかった 11.8%

東京都健康安全研究センター（平成27年3月）『アレルギー疾患に関する施設調査（平成26年度）報告書』 複数回答可

児童の状況に応じた食事の提供③

◆食物アレルギー対応における人的エラーを減らす方法の例

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくならないようにする。
- アレルギー児の食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食事を提供する容器、トレイの色や形を変える。
- 調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
- 食事中は職員が側から離れないようにする。人手が手薄な土曜日には特に注意する。

【指導基準7 健康管理・安全確保】

乳幼児の健康診断

◆入所（利用開始）時及び1年に2回の健康診断が実施されているか

○乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること
（定期的な健康診断は、おおむね6か月毎に実施）

※入所（利用開始）時の健康診断については、健康診断結果（4か月以内に受診しているものに限る）の提出がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなす。

※定期的な健康診断について、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6か月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。

職員の健康診断

《検便》

◆調理・調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること

施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させなければならない。

乳幼児突然死症候群の予防①

SIDS(乳幼児突然死症候群)

何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なる。日本人の発症頻度はおおよそ出生6,000人から7,000人に1人と推定され生後2か月から6か月に多く、稀に1歳以上で発症することがある。

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症するが、寝かせる際にうつぶせに寝かせた時の方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっているため、必ず顔が見えるあおむけに寝かせること。

平成26年度の世論調査では、乳幼児突然症候群について、知らなかったと答えた者の割合は16.4%(就学前の子どもがいる保護者のうち)

・内閣府大臣菅房政府広報室(平成26年7月『母子保健に関する世論調査』)

乳幼児突然死症候群の予防②

- ▶ 国内で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の期間内に教育・保育施設等から報告のあった死亡事故は**5件**。
- ▶ **うち、睡眠中の死亡事故(SIDS)は1件であった。**
(その他の内訳は、窒息(誤嚥による)3件、その他1件)

令和3年10月

「教育・保育施設等における重大事故防止を考える有識者会議年次報告(令和3年)」より

乳幼児突然死症候群の予防③

- ▶ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ▶ 乳幼児のそばを離れない。午睡チェック用センサーの使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。

（医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外）

- ▶ 乳児を寝かせる時は、**仰向け寝**を徹底する。

1歳以上でも、児童の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、児童の安全確認をきめ細かく行うこと。

- ▶ 保護者との緊密なコミュニケーションを取る
 - ・家庭での児童の様子、睡眠の癖、体調等を保護者から聞き取る。
- ▶ 預かり始めの時期や体調不良明けには特に注意する。

乳幼児突然死症候群の予防④

◆午睡時チェックをきめ細やかに行い、記録する。

- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
- 預かりはじめの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
- チェック項目(児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温)
- 乳幼児の体に触れて確認する。

乳幼児突然死症候群の予防⑤

睡眠チェックリスト【記入例】

令和 ○月 ×日 (△)曜日

天気 晴れ
室温 ○℃
湿度 △%

- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらい明るさを保つ
- 乳幼児のそばを離れない
- 仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)
※胸が布団につけていたらうつぶせ寝であり、仰向けに直す。
- 保育室内の禁煙を徹底する
- 厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない

凡例				確認印
姿勢欄	↑ 仰向け	→ 横向き	備考欄	セ: 咳 ネ: 熱
	↓ うつ伏せ寝	① うつ伏せ寝を直した場合		

名前	時間	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
東京子	姿勢 顔色・呼吸 記録者 備考(咳等)	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ Y Y Y Y S S S S S	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
都太郎	姿勢 顔色・呼吸 記録者 備考(咳等)	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ Y Y Y S S S S S	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	姿勢 顔色・呼吸 記録者 備考(咳等)	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	姿勢 顔色・呼吸 記録者 備考(咳等)	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55

寝付いた時間を記入

顔色・呼吸をチェックしたら、項目に✓を入

姿勢を記入

睡眠チェックをする担当者を記入
(名前、イニシャル等)

備考欄には子どもの様子を記入
(咳、熱等)

乳幼児突然死症候群の予防⑥

厚生労働省は毎年11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心を喚起するため、発症率を低くするポイントなどの重点的な普及啓発活動を実施している。(対策強化月間は平成11年度から実施)

・SIDSの発症リスクを低くするための以下の3つのポイントについて、ポスターやリーフレットの活用による全国的な啓発活動を実施

- ①1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③保護者はたばこをやめる

保育施設内におけるSIDS予防策の徹底、職員間の一層の意識向上を図ること、入所の際は、こうしたSIDSに関する情報を保護者に提供することが求められている。

★保育施設等における睡眠中の死亡事項は1歳児以上でも発生している。

★リーフレットの啓発内容は保護者等の世間一般向けと捉え、集団保育の場では1歳児以上でも寝かせ方の配慮が必要であることに留意する。

睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

乳幼児突然死症候群

睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)という病気があります。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- 1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう**
SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発生しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の間からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。
- 2 できるだけ母乳で育てましょう**
母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の間からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。
- 3 たばこをやめましょう**
たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかに悪い影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

厚生労働省 ホームページでご覧いただけます
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids/>
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guide/line.html

お問い合わせ先
乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどで相談に応じています。

厚生労働省

乳幼児突然死症候群の予防⑦及び睡眠中の事故防止

睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、窒息などによる事故がある。

乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

【窒息リスク除去方法】

- ①やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ②ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベットまわりのコード等）を置かない。
- ③口の中に異物がないか確認する。
- ④ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する
- ⑤児童の数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位・睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常を発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

何よりも、1人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることが必要。
異変の早期発見、発見後直ちに応急処置を行うためにも、見守りが重要！

安全確保の取組について

認可外保育施設は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、

◆児童の安全確保に関する取組の年間スケジュール(安全計画) を定めること

◎児童の安全確保のために行うべき取組とは

- 1 施設の設備等の安全点検
- 2 マニュアルの策定・共有
- 3 児童への安全指導
- 4 保護者への説明・共有
- 5 定期的な訓練や研修の実施
- 6 再発防止の徹底

NEW
令和6年度より
基準変更

◆児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する
ときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを
防止する装置を備え、これを用いて児童の降車の際に所在の
確認を行うこと

◎日頃から、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置の
点検や、訓練も行う。

施設内の危険な場所等の確認

◆事故防止の観点から、施設内の危険な場所等に対して適切な安全管理を図ること

○大人の視野は150度に対して子供の視野は90度です。

○1, 2歳児の子供の口の大きさは直径32mmです。

玩具の大きさ、数、破損がないか点検を心掛けてください。